

令和7年8月7日

男性労働者の育児休業等取得率の公表について

公益財団法人千葉県教育振興財団

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(育児・介護休業法)に基づき、男性労働者の育児休業等取得率を公表します。

令和6年度:100% (事業年度:令和6年4月1日～令和7年3月31日)